

【表紙】

【提出書類】 変更報告書 No. 8

【根拠条文】 法第27条の25第 1 項

【提出先】 東海財務局長

【氏名又は名称】 遠藤 結蔵

【住所又は本店所在地】 愛知県名古屋市東区出来町二丁目 8 番 8 号

【報告義務発生日】 平成17年 9月27日

【提出日】 平成23年12月22日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】 2

【提出形態】 連名

【変更報告書提出事由】 住所を変更したこと

なお、提出者は、本報告書の提出にあたり、提出者が平成17年10月3日に提出した変更報告書No. 3（報告義務発生日：平成17年9月27日。なお、平成18年1月30日に提出いたしました訂正報告書により、当該変更報告書No. 3の通し番号はNo. 5に訂正されております。以下「旧変更報告書No. 5」といいます。）を訂正する（取り下げる）必要があります。

この点、変更報告書を訂正する場合、法第27条の25第4項に定める訂正報告書を、当該変更報告書の関連文書として別個に作成する方法により提出することが一般的であります。旧変更報告書No. 5については、法第27条の28第1項に基づく公衆縦覧期間（旧変更報告書No. 5が受理された日から5年間）が既に経過しているため、EDINETのシステム上の制約により、上記方法により訂正報告書を提出することができません。

そこで、提出者は、下記「訂正内容」記載のとおり旧変更報告書No. 5に係る訂正報告書も兼ねて、本報告書を提出するものです。

訂正内容：変更報告書No. 3（報告義務発生日：平成17年9月27日）及び当該変更報告書に係る訂正報告書（当該訂正報告書により当該変更報告書No. 3の通し番号はNo. 5に訂正されております。）を、それぞれ、平成17年10月3日及び平成18年1月30日に提出いたしましたが、遡及作業により、当該変更報告書及び当該訂正報告書を取り下げます。

第1 【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社ゲオホールディングス (旧:株式会社ゲオ)
証券コード	2681
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所第1部、名古屋証券取引所第1部

第2 【提出者に関する事項】

1 【提出者(大量保有者) / 1】

(1) 【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	遠藤 結蔵
住所又は本店所在地	愛知県名古屋市東区出来町二丁目8番8号(報告義務発生日における住所:愛知県名古屋市北区成願寺一丁目6番A-2109号)
旧氏名又は名称	-
旧住所又は本店所在地	愛知県春日井市宮町一丁目12番地の3

【個人の場合】

生年月日	昭和53年1月21日
職業	会社役員
勤務先名称	株式会社ゲオホールディングス (旧:株式会社ゲオ)
勤務先住所	愛知県春日井市宮町一丁目1番地の1

【法人の場合】

設立年月日	-
代表者氏名	-
代表者役職	-
事業内容	-

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	株式会社城蔵屋 代表取締役 後藤 光良
電話番号	0572-62-1589

(2) 【保有目的】

発行会社の役員であり、経営安定化のための長期保有を目的としています。

(3) 【重要提案行為等】

該当事項はありません。

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	46,669		
新株予約権証券(株)	A		H
新株予約権付社債券(株)	B		I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 46,669	P	Q
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O + P + Q - R - S)	T		46,669
保有潜在株式の数 (A + B + C + D + E + F + G + H + I + J + K + L + M + N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成17年9月27日現在)	V	261,091.47
上記提出者の 株券等保有割合(%) (T / (U + V) × 100)		17.87
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		17.87

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
	該当事項はありません。					

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

下記のとおり、金銭消費貸借契約に係る担保提供をいたしております。	
契約相手方	担保株数(残高)
(株)三菱東京UFJ銀行	1,800株
(株)新生銀行	6,891株
三菱UFJ信託銀行(株)	17,000株
大和証券(株)(旧：大和証券担保ローン(株))	100株

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	847
借入金額計(X)(千円)	2,344,590
その他金額計(Y)(千円)	-
上記(Y)の内訳	平成16年12月24日 相続により37,657株増加しております。
取得資金合計(千円) (W + X + Y)	2,345,437

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
三菱UFJ信託銀行 (名古屋支店)	銀行業	上原治也	東京都千代田区丸の内一丁目4 - 5	2	2,344,590

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地
該当事項はありません。		

2 【提出者(大量保有者) / 2】

(1) 【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	株式会社城蔵屋
住所又は本店所在地	岐阜県瑞浪市陶町水上311 - 202
旧氏名又は名称	-
旧住所又は本店所在地	-

【個人の場合】

生年月日	-
職業	-
勤務先名称	-
勤務先住所	-

【法人の場合】

設立年月日	昭和62年11月2日
代表者氏名	後藤 光良
代表者役職	代表取締役
事業内容	コンピュータ及び、周辺機器の企画・制作・販売

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	株式会社城蔵屋 代表取締役 後藤 光良
電話番号	0572-62-1589

(2) 【保有目的】

純投資

(3) 【重要提案行為等】

該当事項はありません。

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	22,560		
新株予約権証券(株)	A		H
新株予約権付社債券(株)	B		I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 22,560	P	Q
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O + P + Q - R - S)	T		22,560
保有潜在株式の数 (A + B + C + D + E + F + G + H + I + J + K + L + M + N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成17年9月27日現在)	V	261,091.47
上記提出者の 株券等保有割合(%) (T / (U + V) × 100)		8.64
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		8.64

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
	該当事項はありません。					

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

下記のとおり、金銭消費貸借契約に係る担保提供をいたしております。	
契約相手方	担保株数(残高)
(株)愛知銀行	500株
SMBC日興証券(株)(旧:日興コーディアル証券(株))	4,000株

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	47,000
借入金額計(X)(千円)	-
その他金額計(Y)(千円)	-
上記(Y)の内訳	平成13年5月18日 株式分割(1:3)により、1,880株増加しております。 平成15年5月20日 株式分割(1:2)により、2,820株増加しております。 平成15年11月20日 株式分割(1:2)により、5,640株増加しております。 平成16年5月20日 株式分割(1:2)により、11,280株増加しております。
取得資金合計(千円) (W + X + Y)	47,000

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
該当事項はありません。					

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地
該当事項はありません。		

第3 【共同保有者に関する事項】

該当事項はありません。

第4 【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1 【提出者及び共同保有者】

- (1) 遠藤 結蔵
- (2) 株式会社 城蔵屋

2 【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1) 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	69,229		
新株予約権証券(株)	A		H
新株予約権付社債券(株)	B		I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 69,229	P	Q
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O + P + Q - R - S)	T		69,229
保有潜在株式の数 (A + B + C + D + E + F + G + H + I + J + K + L + M + N)	U		

(2) 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成17年9月27日現在)	V	261,091.47
上記提出者の 株券等保有割合(%) (T / (U + V) × 100)		26.52
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		26.52

(3) 【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数(総数)(株・口)	株券等保有割合(%)
遠藤 結蔵	46,669	17.87
株式会社 城蔵屋	22,560	8.64
合計	69,229	26.52